

# 令和5年度 岩手県における機構集積協力金の配分基準

令和5年9月5日  
岩手県農林水産部農業振興課

「農地集積・集約化等対策事業実施要綱」（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記3の第11の5に基づき、岩手県における機構集積協力金の配分基準を以下のとおり定める。

## 1 基本的な考え方

- 「令和5年度地域農業マスタープラン（地域計画）実践に向けた農地集積・集約化推進方針（令和5年3月31日付け農振第867号）」に基づき、農地中間管理事業を積極的に活用しながら、担い手への農地集積・集約化の取組を推進する。
- 農地の集積・集約化に向けて、農地の流動化を一層促進する必要があることから、経営転換協力金の配分を優先するものとする。

## 2 配分基準

### (1) 機構集積協力金の配分

#### ① 経営転換協力金の配分

要望額どおり配分する。

#### ② 地域集積協力金及び集約化奨励金の配分

経営転換協力金の配分後に、予算が不足する場合には、交付単価を一律引き下げて配分する。

### [配分のイメージ]

要望額 11,000 千円、国の内報額が 10,000 千円だった場合の配分の仕方

要望額（全県）			予算額（国からの内報額） （機構集積協力金全体）	
	機構集積協力金	11,000 千円	10,000 千円	
内 訳	地域集積協力金	7,000 千円		
	集約化奨励金	3,000 千円		
	経営転換協力金	1,000 千円		

#### ① 経営転換協力金への配分

経営転換協力金に満額配分する。（配分後の予算残額は 9,000 千円）

$$10,000 \text{ 千円 (全体予算額)} - 1,000 \text{ 千円 (経営転換協力金)} = 9,000 \text{ 千円 (予算残額)}$$

#### ② 地域集積協力金及び集約化奨励金への配分

経営転換協力金を除く要望額に対する予算残額の割合を、交付単価に乘じ、各地域へ配分する。

$$9,000 \text{ 千円 (予算残額)} / (7,000 \text{ 千円 (地域集積協力金)} + 3,000 \text{ 千円 (集約化奨励金)}) = 90\%$$

↑  
交付単価を一律 90% に引き下げ

### (2) その他

機構集積協力金は、国から配分される予算額の範囲内で、上記(1)に基づき交付するものであることから、地域または個人で交付要件を満たしている場合であっても、要望額どおり交付できない場合がある。